

○江別市家庭系廃棄物処理に伴う指定ごみ袋等取扱店の登録等に関する要綱

(平成16年8月16日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、指定ごみ袋（指定ごみ袋引換券による交付を含む。）、ごみ処理券及び大型ごみ処理シール（以下「指定ごみ袋等」という。）を取り扱う店舗等（以下「取扱店」という。）の登録等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(取扱店の登録)

第2条 指定ごみ袋等の交付事務（以下「交付事務」という。）を行おうとする者は、取扱店の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする者は、江別市指定ごみ袋等取扱店登録（更新）申請書（第1号様式）に次に掲げる書類（以下「添付書類」という。）を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 身分証明書（法人にあっては、履歴事項全部証明書）

(2) 納税証明書

(3) その他市長が必要と認めたもの

3 市長は、前項による申請に基づき審査し適当と認めたときは、江別市指定ごみ袋等取扱店登録証（第2号様式）を交付するものとする。

4 取扱店は、指定ごみ袋等取扱店標示（第2号様式の1）を見やすい場所に掲示しなければならない。

(取扱店の要件)

第3条 取扱店の登録を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 江別市内に店員等が常駐する店舗等を有し、かつ、指定ごみ袋等について相当の交付数量が見込めること。

(2) 個人にあっては、成年被後見人又は被保佐人でないこと。

(3) 法人にあっては、破産法（大正11年法律第71号）に基づく破産の申立てをしていないこと若しくは破産の宣告を受けていないこと又は会社更生法（平成14年法律第154号）若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく手続開始の申立てをしていないこと若しくは手続開始の決定がされていないこと。

(4) 市税の納付その他の市に対する債務の履行を怠っていないこと。

(5) その他特に市長が必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めたときは、前項各号の要件を満たしていないときであっても取扱店として登録することができる。

(登録の期間)

第4条 登録の期間は、2年以内とする。

(登録期間の更新)

第5条 取扱店は、登録期間満了後も引き続き登録を受けようとするときは、市長に江別市指定ごみ袋等取扱店登録（更新）申請書を提出しなければならない。この場合において、登録の更新をしようとする者が、江別市指定ごみ袋等取扱店登録更新に係る申立書（第1号様式の3）を提出したときは、添付書類の提出を省略することができる。

2 前項の規定による更新申請書は、市長が別に定める期間に提出しなければならない。

3 第2条第3項及び第3条第1項の規定は、第1項の登録の更新について準用する。

(取扱店の届出義務)

第6条 取扱店は、名称、代表者名その他申請した事項に変更があったときは、江別市指定ごみ袋等取扱店申請事項変更届（第3号様式）により、速やかに市長に届け出なければならない。

2 取扱店は、第3条第1項に規定する要件を欠くに至ったとき、又は交付事務に係る事業を廃止、休止又は再開しようとするときは、江別市指定ごみ袋等取扱店登録廃止（休止・再開）届（第4号様式）により直ちに市長に届け出なければならない。

（取扱店の取消）

第7条 市長は、取扱店が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、登録を取り消し、又は登録の効力を停止することができる。

- （1） この要綱に違反する行為があったとき。
- （2） 第2条第2項に規定する申請書の記載事項に虚偽があったとき。
- （3） 第3条第1項に規定する要件を欠いたとき。
- （4） 交付事務を適正に遂行することができないと認められるとき。
- （5） 交付事務に関して著しく信用を失う行為があったとき。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。